

鋼船規則

K 編 材料

規
則

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 6 月 30 日 規則 第 18 号

2011 年 2 月 3 日 技術委員会 審議

2011 年 2 月 25 日 理事会 承認

2011 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

2011年6月30日 規則 第18号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

K 編 材料

改正その1

3章 圧延鋼材

3.5 ステンレス圧延鋼材

表 K3.18 を次のように改める。

表 K3.18 種類及び化学成分

材料記号	化学成分 (%)											
	C	Si	Mn	P	S	Ni	Cr	Mo	N	その他		
KSUS304	0.08 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.045 以下	0.030 以下	8.00~10.50	18.00~20.00	—	—	—		
KSUS304L	0.030 以下					9.00~13.00						
KSUS304N1	0.08 以下					7.00~10.50					0.10~0.25	
KSUS304N2						7.50~10.50					0.15~0.30	Nb ≤ 0.15
KSUS304LN	0.030 以下					8.50~11.50					17.00~19.00	0.12~0.22
KSUS309S	0.08 以下	1.50 以下	2.00 以下	0.045 以下	0.030 以下	12.00~15.00	22.00~24.00	—	—	—		
KSUS310S						19.00~22.00	24.00~26.00					
KSUS316	0.030 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.045 以下	0.030 以下	10.00~14.00	16.00~18.00	2.00~3.00	—	—		
KSUS316L						10.00~14.00						
KSUS316N						0.08 以下	10.00~14.00				0.10~0.22	
KSUS316LN						0.030 以下	10.50~14.50				16.50~18.50	0.12~0.22
KSUS317						0.08 以下	11.00~15.00				18.00~20.00	3.00~4.00
KSUS317L	0.030 以下	—	—	—	—	—	—	—	—			
KSUS317LN										0.10~0.22		
KSUS321	0.08 以下	—	—	—	—	9.00~13.00	17.00~19.00	—	—	Ti ≥ 5 × C		
KSUS329J1	0.08 以下	1.00 以下	1.50 以下	0.040 以下	0.030 以下	3.00~6.00	23.00~28.00	1.00~3.00	—	—		
KSUS329J3L	0.030 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.040 以下	0.030 以下	4.50~6.50	21.00~24.00	2.50~3.50	0.08~0.20	—		
KSUS329J4L	0.030 以下	1.00 以下	1.50 以下	0.040 以下	0.030 以下	5.50~7.50	24.00~26.00	2.50~3.50	0.08~0.30	—		
KSUS347	0.08 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.045 以下	0.030 以下	9.00~13.00	17.00~19.00	—	—	Nb ≥ 10 × C		

表 K3.19 を次のように改める。

表 K3.19 機械的性質

材料記号	引張試験			硬さ試験		
	耐力 (N/mm^2)	引張強さ (N/mm^2)	伸び ($L = 5.65\sqrt{A}$) (%)	ブリネル 硬さ HB	ロックウェル 硬さ HRB	ビッカース 硬さ HV
<i>KSUS304</i>	205 以上	520 以上	40 以上	187 以下	90 以下	200 以下
<i>KSUS304L</i>	175 以上	480 以上				
<i>KSUS304N1</i>	275 以上	550 以上	35 以上	217 以下	95 以下	220 以下
<i>KSUS304N2</i>	345 以上	690 以上		248 以下	100 以下	260 以下
<i>KSUS304LN</i>	245 以上	550 以上	40 以上	217 以下	95 以下	220 以下
<i>KSUS309S</i>	205 以上	520 以上		187 以下	90 以下	200 以下
<i>KSUS310S</i>						
<i>KSUS316</i>						
<i>KSUS316L</i>	175 以上	480 以上				
<i>KSUS316N</i>	275 以上	550 以上		35 以上	217 以下	95 以下
<i>KSUS316LN</i>	245 以上		40 以上	187 以下	90 以下	200 以下
<i>KSUS317</i>	205 以上	520 以上		217 以下	95 以下	220 以下
<i>KSUS317L</i>	175 以上	480 以上		187 以下	90 以下	200 以下
<i>KSUS317LN</i>	245 以上	550 以上		217 以下	95 以下	220 以下
<i>KSUS321</i>	205 以上	520 以上	187 以下	90 以下	200 以下	
<i>KSUS329J1</i>	<u>390 以上</u>	<u>590 以上</u>	<u>18 以上</u>	<u>277 以下</u>	<u>29 以下⁽¹⁾</u>	<u>292 以下</u>
<i>KSUS329J3L</i>	450 以上	620 以上	18 以上	302 以下	32 以下 ⁽¹⁾	320 以下
<i>KSUS329J4L</i>	<u>450 以上</u>	<u>620 以上</u>	<u>18 以上</u>	<u>302 以下</u>	<u>32 以下⁽¹⁾</u>	<u>320 以下</u>
<i>KSUS347</i>	205 以上	520 以上	40 以上	187 以下	90 以下	200 以下

(備考)

(1) *KSUS329J1*, *KSUS329J3L* 及び *KSUS329J4L* のロックウェル硬さは、 C スケールでの値 (HRC) とする。

附 則 (改正その 1)

1. この規則は、2011 年 6 月 30 日 (以下、「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前に検査申込みがあった材料にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4章 鋼管

4.3 ステンレス鋼管

表 K4.19 を次のように改める。

表 K4.19 種類及び化学成分

材料記号	化学成分 (%)								
	C	Si	Mn	P	S	Ni	Cr	Mo	その他
K304TP	0.08 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.040 以下	0.030 以下	8.00~ 11.00	18.00~ 20.00	-	-
K304LTP	0.030 以下					9.00~ 13.00			
K309STP	0.08 以下					12.00~ 15.00	22.00~ 24.00		
K310STP		1.50 以下	19.00~ 22.00	24.00~ 26.00					
K316TP	0.030 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.040 以下	0.030 以下	10.00~ 14.00	16.00~ 18.00	2.00~ 3.00	-
K316LTP						12.00~ 16.00			
K317TP	0.08 以下					11.00~ 15.00	18.00~ 20.00	3.00~ 4.00	
K317LTP	0.030 以下								
K321TP	0.08 以下					9.00~ 13.00	17.00~ 19.00	-	$Ti \geq 5 \times C$
<u>K329J1TP</u>	<u>0.08</u> <u>以下</u>	<u>1.00</u> <u>以下</u>	<u>1.50</u> <u>以下</u>	<u>0.040</u> <u>以下</u>	<u>0.030</u> <u>以下</u>	<u>3.00~</u> <u>6.00</u>	<u>23.00~</u> <u>28.00</u>	<u>1.00~</u> <u>3.00</u>	=
<u>K329J3LTP</u>	<u>0.030</u> <u>以下</u>	<u>1.00</u> <u>以下</u>	<u>1.50</u> <u>以下</u>	<u>0.040</u> <u>以下</u>	<u>0.030</u> <u>以下</u>	<u>4.50~</u> <u>6.50</u>	<u>21.00~</u> <u>24.00</u>	<u>2.50~</u> <u>3.50</u>	<u>N: 0.08~0.20</u>
<u>K329J4LTP</u>	<u>0.030</u> <u>以下</u>	<u>1.00</u> <u>以下</u>	<u>1.50</u> <u>以下</u>	<u>0.040</u> <u>以下</u>	<u>0.030</u> <u>以下</u>	<u>5.50~</u> <u>7.50</u>	<u>24.00~</u> <u>26.00</u>	<u>2.50~</u> <u>3.50</u>	<u>N: 0.08~0.30</u>
K347TP	0.08 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.040 以下	0.030 以下	9.00~ 13.00	17.00~ 19.00	-	$Nb \geq 10 \times C$

表 K4.20 を次のように改める。

表 K4.20 引張試験

材料記号	引張試験 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾			
	耐力 (N/mm ²)	引張強さ (N/mm ²)	伸び($L = 5.65\sqrt{A}$) (%)	
			L	T
K304TP	205 以上	520 以上	26 以上	22 以上
K304LTP	175 以上	480 以上		
K309STP	205 以上	520 以上		
K310STP				
K316TP				
K316LTP				
K317TP	205 以上	520 以上		
K317LTP	175 以上	480 以上		
K321TP	205 以上	520 以上		
K329J1TP	<u>390 以上</u>	<u>590 以上</u>		
K329J3LTP	<u>450 以上</u>	<u>620 以上</u>	<u>14 以上</u>	<u>10 以上</u>
K329J4LTP	<u>450 以上</u>	<u>620 以上</u>	<u>14 以上</u>	<u>10 以上</u>
K347TP	205 以上	520 以上	26 以上	22 以上

(備考)

- (1) Tは試験片の長さ方向が圧延方向と直角の場合を、Lは試験片の長さ方向が圧延方向と並行な場合を示す。
- (2) 呼び径 200mm 以上の管については、T方向から試験片を採取することができる。
- (3) 自動アーク溶接鋼管、レーザー溶接鋼管及び電気抵抗溶接鋼管から管状でない引張試験片を採取する場合は、溶接線を含まない部分から採取する。

附 則 (改正その2)

1. この規則は、2011年6月30日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に検査申込みがあった鋼管にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3章 圧延鋼材

3.6 チェーン用丸鋼

3.6.3 を次のように改める。

3.6.3 脱酸形式及び化学成分

- 1. 丸鋼の脱酸形式及び化学成分は、表 K3.21 に掲げる規格に適合しなければならない。ただし、本会の承認を得て、本表に掲げる元素以外の元素を添加しても差し支えない。
- 2. KSBCR4S 及び KSBCR5 については、真空脱ガス処理が施されなければならない。

3.6.4 として次の1条を加える。

3.6.4 圧延比

KSBCR3, KSBCR3S, KSBCR4, KSBCR4S 及び KSBCR5 の圧延比は承認された値以上でなければならない。

3.6.5 として次の1条を加える。

3.6.5 結晶粒度

KSBCR3, KSBCR3S, KSBCR4, KSBCR4S 及び KSBCR5 のオーステナイト結晶粒度にあつては、ASTM E 112 において定義される結晶粒度番号で6以上又は本会が同等と認めるものでなければならない。

3.6.4 及び 3.6.5 の条番号を次のように改める。

3.6.46 機械的性質

3.6.57 供試材の採取

3.6.6 を次のように改める。

3.6.68 試験片の採取

- 1. 試験片は、3.6.57 による供試材から、表 K3.24 に従って採取する。
(-2.から-5.は省略)

3.6.7 の条番号を次のように改める。

3.6.79 水素脆性試験

3.6.8 を次のように改める。

3.6.810 表面検査，非破壊試験及び寸法許容差

(-1.から-4.は省略)

-5. 前-2.及び-3.については，非破壊試験の手順及び判定基準を本会に提出しなければならない。

-6. 前-2.及び-3.については，非破壊検査に従事する者は，十分な技術を有するものでなければならない。

~~-7.~~ 丸鋼の寸法許容差は，表 **K3.25** による。

3.6.9 を次のように改める。

3.6.911 再試験

-1. (省略)

-2. (省略)

-3. 水素脆性試験の試験結果が，**3.6.79-2.**の要求値を満足しなかった場合には，本会の承認を得て，その材料に脱水素処理を行い，再試験を行うことができる。

3.6.10 の条番号を次のように改める。

3.6.1012 表示

3.6.13 として次の 1 条を加える。

3.6.13 資料の提出

KSBCR4S 及び KSBCR5 については，各溶鋼ごとに以下に示す資料をチェーン製造者に提供しなければならない。

(1) 非金属介在物の顕微鏡試験の結果

(2) 有害な偏析及びポロシティが無いことを示すマクロ試験の結果

(3) ジョミニー試験の結果

5章 鑄造品

5.2 チェーン用鑄鋼品

5.2.4 として次の1条を加える。

5.2.4 結晶粒度

KSCCR3, KSCCR3S, KSCCR4, KSCCR4S 及び KSCCR5 のオーステナイト結晶粒度にあつては, ASTM E 112 において定義される結晶粒度番号で 6 以上又は本会が同等と認めるものとしなければならない。

5.2.4 を次のように改める。

5.2.45 化学成分及び脱ガス処理

- 1. 鑄鋼品の化学成分は, 本会の承認を得なければならない。ただし, KSCCR4, KSCCR4S 及び KSCCR5 にあつては, モリブデンを最低 0.2% 含むものでなければならない。
- 2. KSCCR4S 及び KSCCR5 については, 真空脱ガス処理が施されなければならない。

5.2.5 の条番号を次のように改める。

5.2.56 機械的性質

5.2.6 を次のように改める。

5.2.67 試験片の採取

- 3. 試験片は, 供試材の外周から直径の $\frac{1}{6}$ の箇所又はその近傍から採取する (図 K3.2 参照)。

5.2.7 及び 5.2.8 の条番号を次のように改める。

5.2.78 表面検査

5.2.89 品質

5.2.9 を次のように改める。

5.2.910 非破壊試験

- 1. ~~第 R3 種, 第 R3S 種, 第 R4 種, 第 R4S 種及び第 R5 種チェーン用鑄鋼品~~ KSCCR3, KSCCR3S, KSCCR4, KSCCR4S 及び KSCCR5 は, 熱処理後に超音波探傷試験を行い, 有害な欠陥が無いことを確認しなければならない。
- 2. (省略)
- 3. 前-1.については, 非破壊試験の手順及び判定基準を本会に提出しなければならない。
- 4. 前-1.については, 非破壊検査に従事する者は, 十分な技術を有するものでなければならない。

5.2.10 の条番号を次のように改める。

5.2.1011 欠陥の補修

5.2.11 を次のように改める。

5.2.1112 再試験

引張試験又は衝撃試験の結果が規格に合格しなかった場合には、**3.6.910**の規定により再試験を行うことができる。

5.2.12 の条番号を次のように改める。

5.2.1213 表示

5.2.14 として次の 1 条を加える。

5.2.14 資料の提出

KSCCR4S 及び KSCCR5 については、各溶鋼ごとに以下に示す資料をチェーン用部品製造者に提出しなければならない。

- (1) 非金属介在物の顕微鏡試験の結果
- (2) 有害な偏析及びポロシティが無いことを示すマクロ試験の結果
- (3) ジョミニー試験の結果

6章 鍛鋼品

6.3 チェーン用鍛鋼品

6.3.3 を次のように改める。

6.3.3 鍛造比及び熱処理

-1. 鍛鋼品は、焼ならし、焼ならし後焼戻し、焼入れ焼戻し又は本会の承認を得た方法により熱処理を施さなければならない。

-2. KSF3CR3, KSF3CR3S, KSF3CR4, KSF3CR4S 及び KSF3CR5 の鍛造比は承認された値以上でなければならない。

6.3.4 として次の1条を加える。

6.3.4 結晶粒度

KSF3CR3, KSF3CR3S, KSF3CR4, KSF3CR4S 及び KSF3CR5 のオーステナイト結晶粒度にあつては, ASTM E 112 において定義される結晶粒度番号で 6 以上又は本会が同等と認めるものとしなければならない。

6.3.4 を次のように改める。

6.3.45 脱酸形式及び化学成分

-1. 鍛鋼品の脱酸形式及び化学成分は、表 K6.7 に掲げる規格に適合しなければならない。ただし、本会の承認を得て、本表に掲げる元素以外の元素を添加しても差し支えない。

-2. KSF3CR4S 及び KSF3CR5 については、真空脱ガス処理が施されなければならない。

6.3.5 から 6.3.7 の条番号を次のように改める。

6.3.56 機械的性質

6.3.67 試験片の採取

6.3.78 表面検査

6.3.8 を次のように改める。

6.3.89 非破壊試験

-1. 第 R3 種, 第 R3S 種, 第 R4 種, 第 R4S 種及び第 R5 種チェーン用鍛鋼品 KSF3CR3, KSF3CR3S, KSF3CR4, KSF3CR4S 及び KSF3CR5 は、製造中の適当な段階で超音波探傷試験を行い、有害な欠陥が無いことを確認しなければならない

-2. 非破壊試験の手順及び判定基準について本会に提出しなければならない。

-3. 非破壊検査に従事する者は、十分な技術を有するものでなければならない。

6.3.9 を次のように改める。

6.3.910 再試験

引張試験又は衝撃試験の結果が規格に合格しなかった場合は、**3.6.910**の規定により再試験を行うことができる。

6.3.10 の条番号を次のように改める。

6.3.1011 表示

6.3.12 として次の 1 条を加える。

6.3.12 資料の提出

KSFCR4S 及び KSFCR5 については、各溶鋼ごとに以下に示す資料をチェーン用部品製造者に提出しなければならない。

- (1) 非金属介在物の顕微鏡試験の結果
- (2) 有害な偏析及びポロシティが無いことを示すマクロ試験の結果
- (3) ジョミニー試験の結果

附 則 (改正その3)

1. この規則は、2011年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みのあった海洋チェーン及び海洋チェーン用部品又は施行日前に建造契約*が行われた海洋構造物及び一点係留設備に使用される海洋チェーン及び海洋チェーン用部品については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込み者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更があつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があつた場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

鋼船規則検査要領

K 編 材料

要
領

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 6 月 30 日 達 第 34 号
2011 年 2 月 3 日 技術委員会 審議

2011年6月30日 達 第34号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

K 編 材料

K3 圧延鋼材

K3.6 チェーン用丸鋼

K3.6.4 及び K3.6.6 の条番号を次のように改める。

K3.6.46 機械的性質

K3.6.68 試験片の採取

K3.6.7 を次のように改める。

K3.6.79 水素脆性試験

~~K3.6.68-2.~~により、20mm 試験片の代替試験片として、U14A 号引張試験片を採取した場合の水素脆性試験は、以下の示すとおりに、規則 K 編 ~~3.6.79-2.~~を満足すること。

((1)から(3)は省略)

K3.6.8 を次のように改める。

K3.6.810 表面検査、非破壊検査及び寸法許容差

-1. 規則 K 編 3.6.810 でいう有害な欠陥とは、表面欠陥の深さが棒径の 1%を超えるものをいう。

-2. 表面欠陥の深さが棒径の 1%以下の場合には、グラインダ等により除去しても差し支えない。この場合、棒の長さ方向に不連続とならないように滑らかにし、欠陥の除去後も寸法許容差は、規則 K 編 ~~3.6.810-5.~~を満足すること。

-3. 規則 K 編 3.6.10 でいう十分な技術を有するものとは、ISO 9712 に規定するレベル 2 以上の資格を有するもの又は同等の資格を有するものをいう。

K3.6.13 として次の 1 条を加える。

K3.6.13 資料の提出

-1. 規則 K 編 3.6.13(2)でいうマクロ試験は ASTM E381 又は本会が同等と認める規格によること。

-2. 規則 K 編 3.6.13(3)でいうジョミニー試験は ASTM A255 又は本会が同等と認める規格によること。

K5 鋳造品

K5.2 として次の1節を加える。

K5.2 チェーン用鋳鋼品

K5.2.10 非破壊検査

規則 K 編 5.2.10 でいう十分な技術を有するものとは, *ISO 9712* に規定するレベル2以上の資格を有するもの又は同等の資格を有するものをいう。

K5.2.14 資料の提出

-1. 規則 K 編 5.2.14(2) でいうマクロ試験は *ASTM E381* 又は本会が同等と認める規格によること。

-2. 規則 K 編 5.2.14(3) でいうジョミニー試験は *ASTM A255* 又は本会が同等と認める規格によること。

K6 鍛鋼品

K6.3 として次の1節を加える。

K6.3 チェーン用鍛鋼品

K6.3.9 非破壊検査

規則 K 編 6.3.9 でいう十分な技術を有するものとは、*ISO 9712* に規定するレベル 2 以上の資格を有するもの又は同等の資格を有するものをいう。

K6.3.12 資料の提出

-1. 規則 K 編 6.3.12(2) でいうマクロ試験は *ASTM E381* 又は本会が同等と認める規格によること。

-2. 規則 K 編 6.3.12(3) でいうジョミニー試験は *ASTM A255* 又は本会が同等と認める規格によること。

附 則

1. この達は、2011年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みのあった海洋チェーン及び海洋チェーン用部品又は施行日前に建造契約*が行われた海洋構造物及び一点係留設備に使用される海洋チェーン及び海洋チェーン用部品については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更であれば、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。